

監 査 報 告 書

学校法人東京キリスト教学園

理事会御中

評議員会御中

2012年5月22日

学校法人東京キリスト教学園

監事 横山 武 ㊟

監事 長橋 和彦 ㊟

私たちは、東京キリスト教学園の監事として、私立学校法第37条第3項および学校法人東京キリスト教学園寄附行為第16条の規定に基づき、同学園の2011年度（2011年4月1日から2012年3月31日まで）における業務ならびに財産の状況について監査を行いました。

1 監査方法の概要

私たちは、理事会および評議員会に出席するほか、理事等から業務執行の報告を聴取し、かつ関係書類を閲覧して、業務ならびに財産の状況を調査しました。

財産状況については、会計監査人（長谷川公認会計士）から報告および説明を受け、計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）等の監査を実施しました。

2 監査の結果

- (1) 監査の結果、私たちは上記の計算書類は、東京キリスト教学園の2012年3月31日現在の財産状況および同日をもって終了する会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認めました。
- (2) 学校法人の業務ならびに財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 大学院設置申請が認可されたこと および大学認証再評価で適合の結果を受けたことは大変評価すべきであると思いますが、立ち上げたTCU支援会も用いての財務面の強化および新入生確保に向けて、引き続き尚一層の努力が必要と考えます。

以 上